

◎新潟県告示第366号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

令和元年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 中部工業団地特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

見附市芝野町地内の刈谷田川右岸幹線用水路と主要地方道見附中之島線との交点を起点とし、同主要地方道を東南東へ約750メートル進み第2号支線排水路に至る。ここから、同排水路を南南西に進み市道上新田市野坪線との交点に至る。ここから、東南東に進みJR信越本線との交点に至る。ここから、JR同線を南南西の上り方向に約350メートル進み農道反田5号線との交点に至る。ここから、同農道を西に進み、さらに農道反田山吉線を経て市道速水反田線との交点に至る。ここから、同市道を北に進み、市道えむの郷3号線との交点に至り、さらに同市道を北西に進み、市道上新田19号線との交点に至る。ここから、同市道を北東に進み、市道上新田市野坪線との交点に至る。ここから、同市道を北西に進み、刈谷田川右岸幹線用水路との交点に至り、同用水路を北東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

138ヘクタール

(4) 存続期間

令和元年10月15日から令和11年10月14日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器